

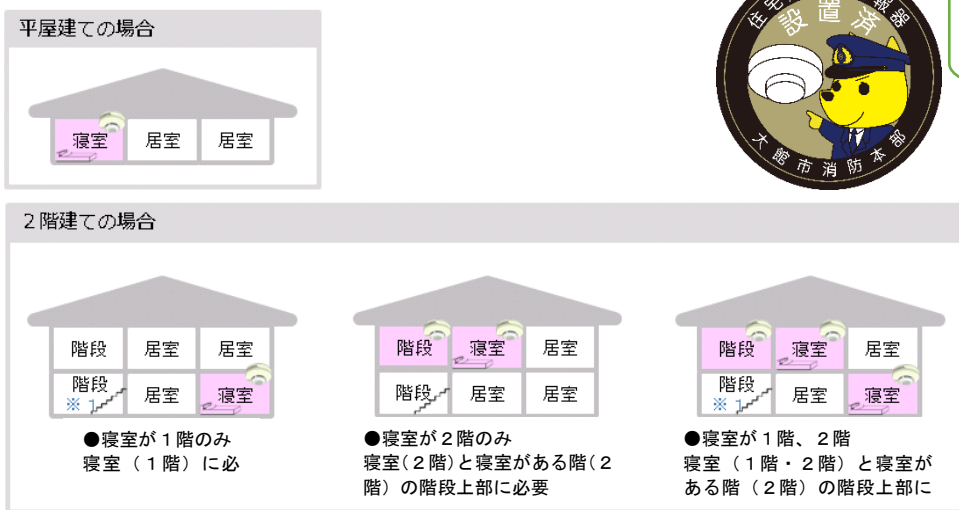
ぼく(わたし)の寝室にも、住宅用火災警報器を設置しよう！



住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過しました。義務化（設置）当時、お父さんお母さんと一緒に寝ていた、ぼく（わたし）も自分の部屋で寝るようになると、住宅用火災警報器の増設が必要です。
また、設置から10年を経過すると、機器本体の交換も必要になります。この機会に家庭の防火や防災について、家族で話し合ってみましょう。

Q 住宅用火災警報器の設置場所は？

住宅用火災警報器は、基本的には寝室と寝室がある階の階段上部（1階の階段は除く。）に設置することが必要です。



正しく設置して、設置済みシールをもらおう！



Q お手入れは必要なの？

「いざ！」というときに住宅用火災警報器がきちんと作動するように、日ごろからお手入れや点検をしましょう。

作動確認のしかた
正常なら以下のように鳴ります。

ピーピーピー 火事です ※

ピーピーピー 火事です ※

ボタンを押しても（ひもを引いても）作動しないときは、以下のことが考えられます。

- ▶電池は、きちんとセットされているかご確認ください。
- ▶それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

また、「電池切れ」や「機器本体の故障」の場合は、速やかに電池や機器本体の交換をお願いします。

定期的にお手入れをしましょう。住宅用火災警報器はホコリが入ると誤作動を起こす場合があります。定期的にお掃除を行いましょ。お掃除の方法は、機種によって違いますので取扱説明書を確認して下さい。

Q 設置から10年以上経過したら？

機器本体の交換が必要です。買い替えの場合は、連動型をおすすめしています。連動型は、火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての住宅用火災警報器から警報を発します。

問い合わせは、こちらへ
大館市消防本部予防課
電話 43-4151

